

揮発油税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後			改 正 前		
(定 義)			(定 義)		
第 1 条 この通達において用いる用語の意義は、下表に定めるところによる。			第 1 条 この通達において用いる用語の意義は、下表に定めるところによる。		
順号	用 語	意 義	順号	用 語	意 義
25	原料免税石化製品	掲名石化製品のうち、租特令第 47 条第 1 号又は同条第 9 号から第 11 号までに掲げるもの	25	原料免税石化製品	掲名石化製品のうち、租特令第 47 条第 1 号又は同条第 8 号から第 10 号までに掲げるもの
42	灯油の規格	引火点が温度 30 度以上で、かつ、初留点が温度 140 度以上の規格	42	灯油の規格	引火点が温度 30 度以上で、かつ、初留点が温度 145 度以上の規格
(原料免税石化製品の範囲等)			(原料免税石化製品の範囲等)		
第 74 条 (省 略)			第 74 条 (同 左)		
2 ~ 4 (省 略)			2 ~ 4 (同 左)		
5 租特令第 47 条第 11 号《掲名石化製品及び用途》に規定する「同条第 1 項に規定する一般ガス事業の用又は同条第 6 項に規定する大口ガス事業の用として製造するもの」とは、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 2 項《定義》に規定する一般ガス事業者又は同条第 7 項に規定する大口ガス事業者が導管によつて供給するガス事業の用として製造するもの（これらの者が自家消費するものを含む。）をいう。			5 租特令第 47 条第 10 号《掲名石化製品及び用途》に規定する「同条第 1 項に規定する一般ガス事業の用又は同条第 6 項に規定する大口ガス事業の用として製造するもの」とは、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 2 項《定義》に規定する一般ガス事業者又は同条第 7 項に規定する大口ガス事業者が導管によつて供給するガス事業の用として製造するもの（これらの者が自家消費するものを含む。）をいう。		
(「炭化水素の吸収剤用」等の範囲)			(「炭化水素の吸収剤用」等の範囲)		
第 76 条 (省 略)			第 76 条 (同 左)		
2 租特令第 47 条第 3 号及び第 6 号に掲げる「重合溶剤用又は共重合溶剤用」とは、重合又は共重合に使用する触媒を分散させ、又はエチレンその他の原料をその揮発油により溶解するための用途をいい、当該重合又は共重合に係る工程において、未反応ガスの分離若			2 租特令第 47 条第 3 号及び第 5 号に掲げる「重合溶剤用又は共重合溶剤用」とは、重合又は共重合に使用する触媒を分散させ、又はエチレンその他の原料をその揮発油により溶解するための用途をいい、当該重合又は共重合に係る工程において、未反応ガスの分離若		

改正後	改正前
<p>しくは吸収又は重合若しくは共重合反応による生成物の濃度調整用等にも供されている場合における当該用途を含む。</p>	<p>しくは吸収又は重合若しくは共重合反応による生成物の濃度調整用等にも供されている場合における当該用途を含む。</p>
<p>3 (省 略)</p>	<p>3 (同 左)</p>
<p>4 租特令第 47 条第 4 号の規定に掲げる「重合溶剤用」とは、重合に使用する触媒を分散させ、又はビニルエーテルをその揮発油により溶解するための用途をいう。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>5 租特令第 47 条第 5 号に規定する次の各号に掲げる用途の範囲は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>4 租特令第 47 条第 4 号に規定する次の各号に掲げる用途の範囲は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1)～(2) (省 略)</p>	<p>(1)～(2) (同 左)</p>
<p>6 租特令第 47 条第 6 号の規定により、ポリイソブチレン及びブチルゴムに係る「重合溶剤用又は共重合溶剤用」に含むものとされる次の各号に掲げる用途の範囲は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>5 租特令第 47 条第 5 号の規定により、ポリイソブチレン及びブチルゴムに係る「重合溶剤用又は共重合溶剤用」に含むものとされる次の各号に掲げる用途の範囲は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1)・(2) (省 略)</p>	<p>(1)・(2) (同 左)</p>
<p>7 租特令第 47 条第 7 号に掲げる「結晶性ポリスチレン」とは、当該ポリスチレンを構成する分子の配列が規則的であるものをいい、同号に掲げる「反応熱の冷却剤用」とは、結晶性ポリスチレンを製造する工程において、重合反応器内でその揮発油を気化させることにより、その重合反応器内で発生する反応熱を除去するための用途をいう。</p>	<p>6 租特令第 47 条第 6 号に掲げる「結晶性ポリスチレン」とは、当該ポリスチレンを構成する分子の配列が規則的であるものをいい、同号に掲げる「反応熱の冷却剤用」とは、結晶性ポリスチレンを製造する工程において、重合反応器内でその揮発油を気化させることにより、その重合反応器内で発生する反応熱を除去するための用途をいう。</p>
<p>8 租特令第 47 条第 8 号に掲げる「発泡剤用」とは、ポリエチレン又はポリスチレンを発泡性のものとするため、ポリエチレン又はポリスチレンを製造する工程において、エチレンモノマー又はスチレンモノマーに混和するための用途及びポリエチレン又はポリスチレンに含浸させるための用途をいう。</p>	<p>7 租特令第 47 条第 7 号に掲げる「発泡剤用」とは、ポリエチレン又はポリスチレンを発泡性のものとするため、ポリエチレン又はポリスチレンを製造する工程において、エチレンモノマー又はスチレンモノマーに混和するための用途及びポリエチレン又はポリスチレンに含浸させるための用途をいう。</p>
<p>9 租特令第 47 条第 9 号に掲げる「メタンの吸収剤用」とは、揮発油が分解して発生した水素とメタンとの混合ガスから水素を製造する工程において、メタンを吸収するための用途をいう。</p>	<p>8 租特令第 47 条第 8 号に掲げる「メタンの吸収剤用」とは、揮発油が分解して発生した水素とメタンとの混合ガスから水素を製造する工程において、メタンを吸収するための用途をいう。</p>
<p>10 租特規則第 38 条《装置の指定》に規定する次の各号の装置の範囲は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>9 租特規則第 38 条《装置の指定》に規定する次の各号の装置の範囲は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1)・(2) (省 略)</p>	<p>(1)・(2) (同 左)</p>
<p>11 租特令第 47 条第 9 号から第 11 号までに掲げる「財務省令で定める装置の昇温用若しく</p>	<p>10 租特令第 47 条第 8 号から第 10 号までに掲げる「財務省令で定める装置の昇温用若しく</p>

改正後	改正前
<p>は保温用」とは、前項各号の装置で原料を熱分解する場合において、当該装置を熱分解に必要な温度にまで上昇させ、かつ、その温度を維持するために、当該装置を直接に加熱するための用途をいう。</p> <p>(注) 原料予熱器又は原料分解装置に接続したスチーム発生装置の熱源用等は、当該用途に該当しないことに留意する。</p>	<p>は保温用」とは、前項各号の装置で原料を熱分解する場合において、当該装置を熱分解に必要な温度にまで上昇させ、かつ、その温度を維持するために、当該装置を直接に加熱するための用途をいう。</p> <p>(注) 原料予熱器又は原料分解装置に接続したスチーム発生装置の熱源用等は、当該用途に該当しないことに留意する。</p>